

令和8年度 【人材・労働力確保支援事業】

補助金交付申請の手引き

この手引きは、人材・労働力確保支援事業に係る補助金交付申請等の手続きについてご案内するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

○申請受付期間

令和8年4月1日（水）～

※補助事業の採択に当たっては、申請内容を審査のうえ、事業所の人材・労働力の確保につながる事業を採択します。

予算の範囲内で採択するため、採択できない場合があることをあらかじめご了承ください。

○お問い合わせ先

佐渡市役所地域振興部地域産業振興課

〒952-1292 佐渡市千種232番地

電話 0259-67-7863 FAX 0259-63-5125

E-mail sangyo@city.sado.niigata.jp

令和8年4月
佐渡市役所 地域産業振興課

1 事業の目的

人口減少社会において、地域産業を担う人材・労働力の確保は、市内事業者にとって大きな課題の一つとなっています。

本事業は、市内事業者が行うインターンシップの受入れ、採用面接及び外国人材の雇用に要する費用の一部を補助することにより、人材・労働力の確保に向けた取組を支援し、地域産業の維持及び活性化を図ることを目的とします。

2 補助要件等

(1) 補助対象者

- ・市内に住所または事業所がある中小企業者（個人事業主含む）
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

(2) 補助対象事業

下記5つの事業が対象となります。

<採用活動枠>

- ①インターンシップ受入事業 ②面接に係る費用

<外国人材雇用促進枠>

- ③手数料支援 ④生活支援 ⑤交通費支援

(3) 補助要件

補助対象経費、補助限度額、補助率等については下表のとおりです。

経費区分	補助対象経費	補助上限額	留意事項
<採用活動枠>			
インターンシップ受入に係る費用	受入学生の船賃（※）、宿泊費、島内交通費 ※短期：2等カーフェリー往復1回分まで 中期：2等カーフェリー往復3回分まで 長期：2等カーフェリー往復8回分まで	短期（1週間未満）：2万円 中期（1週間以上1か月未満）：15万円 長期（1か月以上）：50万円	同一年度において、1事業所あたり延べ5人（回）まで利用可とする。ただし、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）認定事業者においては、1事業者あたり延べ10人（回）までとする。

面接に係る費用	面接を受ける者に支払う交通費 (市内外問わず)、船賃、宿泊費	2万円	同一年度内において、1事業者あたり3人(回)まで。ただし、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(N-i-fu)認定事業者においては、1事業者あたり5人(回)までとする。	
＜外国人材雇用促進枠＞				
外国人材の 活用に係る 費用	手数料支援	外国人材紹介事業者を支払う経費(紹介料、事務費等)	25万円	採用年度のみ。 同一年度において、1事業所あたり1回まで
	生活支援	家電購入費(洗濯機、冷蔵庫、冷暖房器具) Wi-Fi設備、自転車購入費	2万円	同一人において1回のみ。同一年度において、1事業所あたり1回まで
	交通費支援	バス定期券購入費 【対象区間】 生活拠点～就業場所、生活拠点～日本語学習拠点	6万円	同一人において1回のみ。 同一年度において、1事業所あたり3人まで

【留意事項】

※下記内容に記載のない事項については、別途協議とさせていただきます。

■全体

- ・ **令和9年2月28日(日)までに、事業が完了しないものは補助金が支給されませんのでご注意ください。** 事業完了とは、対象事業に係る清算完了のことを指します。
- ・ 補助金交付申請時以前の事業の着手(契約または経費の支払い等)をしている場合は、対象となりませんので予めご了承ください。ただし、事前予約等により支払いが生じるものなど、やむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。
- ・ 対象事業をそれぞれ利用することが可能です。(最大5事業すべての事業について補助を受けることができます。)
- ・ 対象経費が重複する他の補助制度との併用はできません。
- ・ 外国人材雇用促進枠に関しては以下の在留資格の受入を対象とします。
 - (1) 特定技能
 - (2) 技能実習生
 - (3) 技術・人文知識・国際業務
 - (4) 介護
 - (5) 特定活動
- ・ 採択を受けた企業は「さどUIターン・地元就職応援サイトCOMPASS」、「新潟企業情

報ナビ」への積極的な掲載をお願いします。

<採用活動枠>

■インターンシップ受入

- ・船賃は、カーフェリー2等往復（各種割引切符料金適用）の料金となります。
- ・宿泊費は、実費とします。宿泊業を営む事業者が、受入れを行う場合は、インターンシップ学生用料金プランを明示し、根拠資料として提出をお願いします。
- ・採択を受けた企業は「佐渡島インターンシップ」への積極的な登録をお願いします。

※Ni-ful認定事業者においては、1事業者あたり延べ10人（回）まで。

■面接に係る費用

- ・面接を受ける者に支払う交通費（市内外問わず）、船賃、宿泊費が対象となります。
- ・1事業者あたり3人（回）まで。

※Ni-ful認定事業者においては、1事業者あたり延べ10人（回）まで。

<外国人材雇用促進枠>

■手数料支援

- ・外国人材紹介事業者に支払う経費（紹介料、事務費等）が対象となります。
- ・採用初年度のみ利用可能です。
- ・1事業者あたり1回まで申請可能。

■生活支援

- ・家電購入費（洗濯機、冷蔵庫、冷暖房器具）、Wi-Fi設備、自転車購入費が対象です。
- ・同一人において1回のみ利用可能です。

※工事費、設置費用は対象外です。

■交通費支援

- ・バス定期券購入費が対象です。
- ・生活拠点～就業場所、生活拠点～日本語学習施設が対象区間です。
- ・同一人においてに1回のみ利用可能です。
- ・1事業所あたり3人まで利用可能です。

(4) 申請者の要件

- ・補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2項第1項（暴力団）又は第2項（暴力団員）に該当しない者であること。
- ・措置要件に該当し、その交付停止期間を経過していない者でないこと。

3 補助金の交付申請

(1) 申請受付期間

令和8年4月1日（火）～令和9年2月28日（日）

※予算がなくなり次第終了します。

(2) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

○全事業共通

- ① 人材・労働力確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書及び収支予算書（別紙1）
- ③ 納税証明書（佐渡市提出用）
- ④ 対象経費の根拠を証明する書類（見積書やカタログの写し等）

○外国人材雇用促進枠（追加提出資料）

- ① 在留資格が確認できる書類の写し
- ② （生活支援）家電設置前の写真

※申請書等記載内容や提出書類に不備がある場合は、受付できません。

※上記以外にも、補助金交付に当たり必要な資料の提出を求める場合があります。

※実績報告の際に、領収書やレシートなどの写しが必要になりますので、破棄することなく管理にご留意ください。

(3) 提出先

佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課

メールでの提出も可能です sangyo@city.sado.niigata.jp

4 補助事業の実施

- ・補助金交付決定後に補助事業等の内容の変更（増額又は20%以上の減額）、中止又は廃止しようとするときは、事前に申請し、市の承認を受けなければなりません。また、期間の変更など軽微な変更についても届出が必要ですので、ご相談ください。
- ・補助事業の内容変更について、基本的には当初に申請した内容からの変更は認めません（金額や期間を除く）。やむを得ない事由の場合はご相談ください。
- ・令和8年2月28日までに補助事業を完了（経費の支払いを含む）してください。それ以降のものは補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

5 実績報告書の提出

補助事業（経費の支払いを含む）が完了したら、完了から20日以内又は令和9年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

期日までに実績報告のご提出がない場合は、交付決定を取り消す場合があります。
なお、経費の支払行為の内容などが確認できないものは、補助対象とはなりません。

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

○全事業共通

- ① 人材・労働力確保支援事業補助金実績報告書（様式第7号）
- ② 収支決算書（別紙3）
- ③ 対象経費の根拠を証明する書類（領収書等）

○外国人材雇用促進枠（追加提出資料）

- ① （生活支援）購入した家電の設置後の写真

※上記以外にも、補助金交付に当たり必要な資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出先

佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課

メールでの提出も可能です sangyo@city.sado.niigata.jp

6 補助金の交付

- ・実績報告内容を審査した後に補助金交付額を確定し、申請者に通知します。
- ・実績報告内容を審査した結果、補助対象外経費が含まれていることが判明する等により、交付確定額が交付決定額に満たない場合があります。
- ・補助金交付額の確定後、申請者から補助金交付請求書を提出いただき、指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。

7 注意事項

補助金を他の用途へ使用したり、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、取り消した部分の補助金について返還を命ずることがあります。

8 お問い合わせ先

佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課

〒952-1292 佐渡市千種232番地

電話 67-7863 FAX 63-5120

E-mail sangyo@city.sado.niigata.jp